

一般家庭や商店等の電気設備や、それ以外の 500kw 未満の中小ビル等の電気設備の工事を業務とするためには、電気工事業登録申請が必要になります。

ビル管理業者がそのビル管理の必要上当該ビル内の電気工事を行っている場合は電気工事業には該当しませんが、依頼を受けて電気工事を行う部分が含まれれば、電気工事業に該当します。

1. 電気工事業登録とは

電気工事（一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置又は変更する工事（軽微な工事を除く）を、他の者から依頼を受けて自らその全部又は一部の施工を反復・継続して行うには、都道府県への新規登録が必要となります。

2. 工事の範囲

一般用電気工作物 ⇒ 電力会社から 600V以下で受電する電気工作物です（一般住宅等の屋内外配線及び設備）

自家用電気工作物 ⇒ 電力会社から 600V超で受電する電気工作物です。（ビル・工場等のキュービクル本体及び2次側）

* ただし、自家用電気工作物のうち電気工事業法の手続きが必要になるのは、「受電電力容量が 50KW以上 500KW未満の設備」です。

3. 電気工事業者の種類

・登録電気工事業者

一般用電気工作物に係わる電気工事のみ、又はそれに加えて自家用電機工事を施工する者で、建設業許可を取得していない事業者が経済産業大臣又は知事に対する登録申請。

・みなし登録電気事業者

一般用電気工作物に係わる電気工事のみ、又はそれに加えて自家用電機工事を施工する者で、建設業許可を取得している事業者が経済産業大臣又は知事に対する届出。

・通知電気事業者

自家用電気工作物に係わる電気工事のみを施工する者で、建設業許可を取得していない事業者が経済産業大臣又は知事に対する通知。

・みなし通知電気事業者

自家用電気工作物に係わる電気工事のみを施工する者で、建設業許可を取得している事業者が経済産業大臣又は知事に対する通知。

4. 手続区分の変更

手続区分が変更になった場合は、新たに手続きを行う必要があります。次のケースはその一例です。

- ・ 登録事業者が新たに建設業許可を取得した場合 → 新たに届出が必要
- ・ 届出事業者が建設業許可を失った場合 → 新たに登録が必要
- ・ 通知事業者が一般用電気工作物の工事を追加する場合 → 新たに登録が必要

5. 有効期限

登録電気工事業者は5年です。登録期間満了後も引き続き電気工事を営む場合は更新登録が必要となります。

届出・通知事業者の場合は、特に期限はありません。

6. 申請先

- ・ 営業所が1つの都道府県内のみの場合 → 営業所所在地の都道府県知事
- ・ 営業所が複数の都道府県にまたがる場合 → 国

電気工事業を営もうとする者は、営業所の所在地の知事の登録（届出・通知）を受けます。なお、複数の都道府県に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは、経済産業大臣の登録（届出・通知）を受けなければなりません。

建設業の許可を受けて電気工事を営む者は、都道府県知事への開始届出が必要となります。また、建設業の許可更新に伴って変更届出が必要となります。

◇ 当事務所では、事前調査・各種資料の取り寄せから、完了後のコンサルタントまで行っておりますので、どんなことでもお気軽にご相談ください。